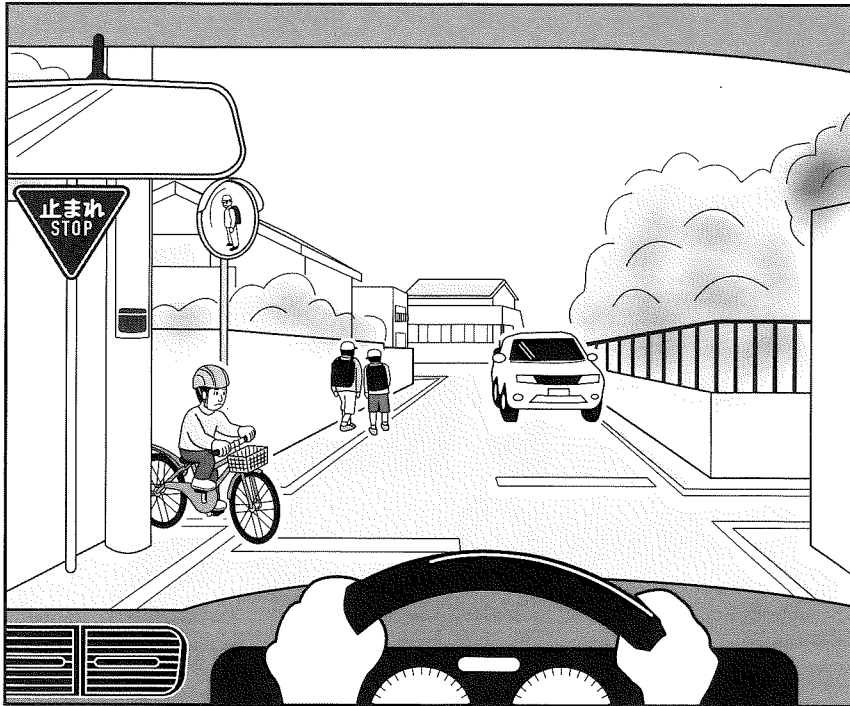


命を守る一時停止

普段の運転で「一時停止」は、どうやっていきますか



信号機がない交差点、交差する道路が優先道路の場合、「一時停止」の標識が設置されています。特に住宅地に多く見られます。

車や自転車などは一時停止の標識や道路標識がある場合、交差点進入前に一時停止しなければなりません（道交法第43条）。

【一時停止の効果】

① 交差する道路を走行してくる車、バイク、自転車、歩行者がいなければ確認できる。

② 交差する道路から、当方に進入してくる車両等からの衝突のリスクが下がる。（特に自転車は、交差点の死角から飛び込むように当方に進入してくるケースが多く見られます。）

【一時停止のポイント】

- ・ 停止線の手前で止まる
- ・ 見通しの悪い交差点で、停止線の手前から交差する道路の状況が十分に見えない時は、「最徐行して見える地点で停止し安全確認をする」という2段階停止を行う。
- ・ 最徐行し、自分の運転する車両を交差する車両等から認知してもらう。
- ・ 止まったうえで、「顔を見たい方向に向けて」安全確認を行う。
- ・ 一時停止をし、安全確認にかかる時間は2〜3秒です。重大事故は一生にかかります。違反にならないため「アリバイ一時停止」(?)ではなく、重大事故を起こさない「命を守る一時停止」を実施していきましょう。